

(公 印 省 略)
西播(県)第1212号
令和3年11月1日

株式会社東洋開発工業所
代表取締役 友田 公一 様

兵庫県西播磨県民局県民交流室参事

産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する条例に係る
事業計画事前協議書に対する市町意見等について (連絡)

標記のことについて、平成30年4月25日付けで事業計画事前協議書の提出があり、令和2年6月3日付けで赤穂市長及び上郡町長に対して意見照会をした結果、下記1のとおり意見がありましたので連絡します。また、下記2のとおり指示します。
なお、事業計画の周知を図るべき住民の範囲については、下記3のとおりとします。

記

1 赤穂市長及び上郡町長の意見

令和3年6月24日付け赤市環第16号及び令和3年3月1日付け上住第485号のとおり (別添参照)。

2 県指示事項について

市町の意見及び次に掲げる事項について、適切な対応をとったうえで追加資料を提出すること。

(1) 生活環境影響調査について

浸出液処理設備からの処理水の放流による河川や地下水の流れなど水環境への影響、施設の稼働や埋立作業、廃棄物運搬車両の走行に伴う大気質、騒音、振動及び悪臭など大気環境への影響について、事前協議書等の提出書類では明確でない点があることから、著しい影響を及ぼさないことを明確に説明する書類を作成すること。

(2) 構造、維持管理に関する事項について

擁壁及びえん堤、浸出液・雨水集排水設備、周辺雨水排水設備、遮水工の位置及び形状、浸出液処理設備、ガス抜き設備などの構造、さらにはそれらの維持管理について、事前協議書等の提出書類では明確でない点があることから、これらについて適切に施工し、実施することを明確に説明する書類を作成すること。

(3) その他

近年、台風や豪雨等の自然災害が全国的に多発していることから、施設設置予定場所付近で想定される最大規模の降雨があった場合にも、最終処分場に係る災害の防止に対応できることを説明する資料を作成すること。

3 事業計画の周知を図るべき住民の範囲について

計画図が大きく変更する可能性があるため、周知を図るべき住民の範囲については、追加後の資料で判断することとします。